

# 東京都 石油コンビナート等防災本部会議 説明資料

平成30年11月12日  
消防庁特殊災害室

# 防災基本計画（平成30年6月）における主な関連部分

## 災害予防

- 地方公共団体及び石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は、当該区域において災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるよう、複数の進入経路の確保に努めるものとする。
- 石油コンビナート等防災本部及び石油コンビナート等特別防災区域内の事業所は、防災訓練を積極的に実施するものとする。
- 自衛防災組織、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体、国の機関、地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

## 災害応急対策

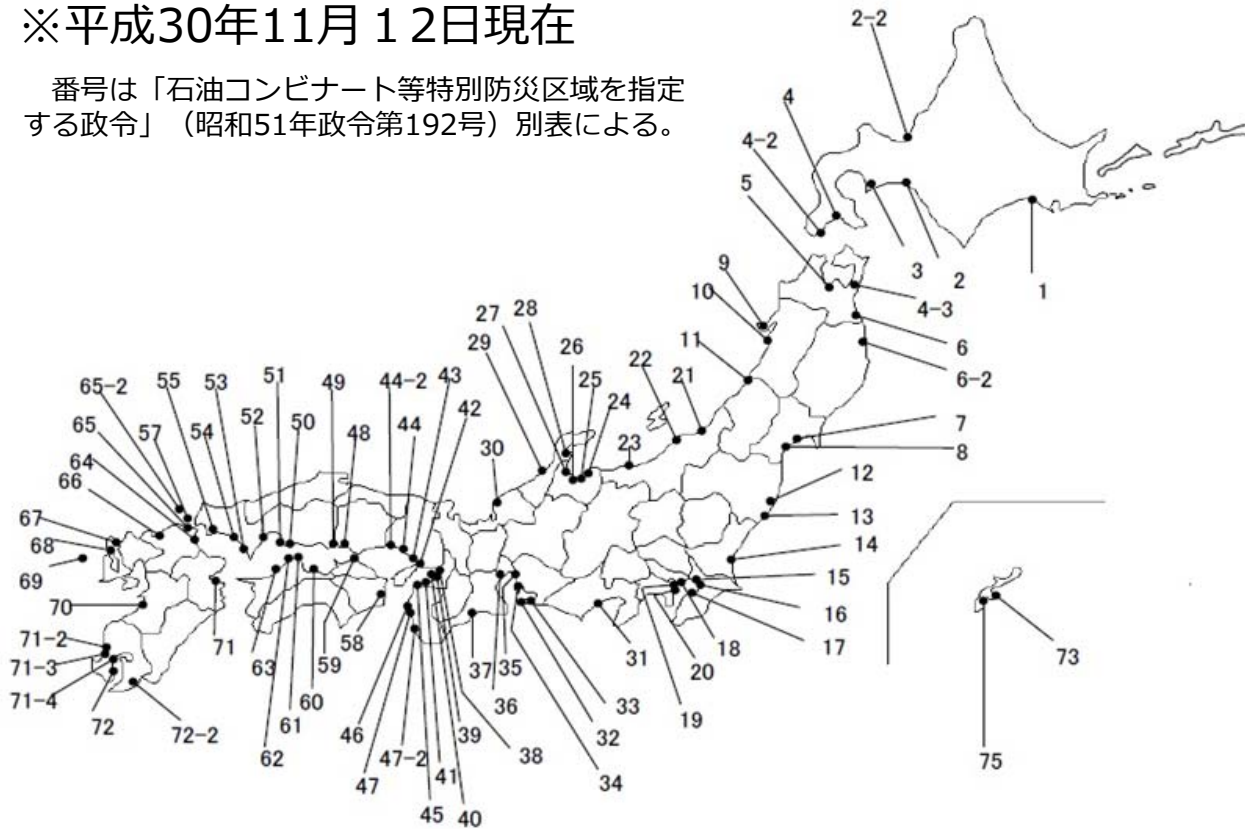
- 危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は地方公共団体に連絡し、地方公共団体は危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕へ連絡するものとする。
- 石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は、発災後速やかに、周辺の事業所と協力し、災害の拡大防止を図るものとする。
- 消防機関、自衛防災組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

# 石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定状況

## 33都道府県84地区

※平成30年11月12日現在

番号は「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令」（昭和51年政令第192号）別表による。



| 番号  | 特別防災区域 | 番号 | 特別防災区域 | 番号   | 特別防災区域    | 番号   | 特別防災区域 | 番号   | 特別防災区域 |
|-----|--------|----|--------|------|-----------|------|--------|------|--------|
| 1   | 釧路     | 15 | 京葉臨海北部 | 33   | 田原        | 49   | 福山・笠岡  | 67   | 福島     |
| 2   | 苫小牧    | 16 | 京葉臨海中部 | 34   | 衣浦        | 50   | 江田島    | 68   | 相浦     |
| 2-2 | 石狩     | 17 | 京葉臨海南部 | 35   | 名古屋臨海     | 51   | 能美     | 69   | 上五島    |
| 3   | 室蘭     | 18 | 東京国際空港 | 36   | 四日市臨海     | 52   | 岩国・大竹  | 70   | 八代     |
| 4   | 北斗     | 19 | 京浜臨海   | 37   | 尾鷲        | 53   | 下松     | 71   | 大分     |
| 4-2 | 知内     | 20 | 根岸臨海   | 38   | 大阪北港      | 54   | 周南     | 71-2 | 川内     |
| 4-3 | むつ小川原  | 21 | 新潟東港   | 39   | 堺泉北臨海     | 55   | 宇部・小野田 | 71-3 | 串木野    |
| 5   | 青森     | 22 | 新潟西港   | 40   | 関西国際空港    | 57   | 六連島    | 71-4 | 鹿児島    |
| 6   | 八戸     | 23 | 直江津    | 41   | 岬         | 58   | 阿南     | 72   | 喜入     |
| 6-2 | 久慈     | 24 | 富山     | 42   | 神戸        | 59   | 番の州    | 72-2 | 志布志    |
| 7   | 塩釜     | 25 | 婦中     | 43   | 東播磨       | 60   | 新居浜    | 73   | 平安座    |
| 8   | 仙台     | 26 | 新湊     | 44   | 姫路臨海      | 61   | 波方     | 75   | 小那覇    |
| 9   | 男鹿     | 27 | 伏木     | 44-2 | 赤穂        | 62   | 菊間     |      |        |
| 10  | 秋田     | 28 | 七尾港三室  | 45   | 和歌山北部臨海北部 | 63   | 松山     |      |        |
| 11  | 酒田     | 29 | 金沢港北   | 46   | 和歌山北部臨海中部 | 64   | 豊前     |      |        |
| 12  | 広野     | 30 | 福井臨海   | 47   | 和歌山北部臨海南部 | 65   | 北九州    |      |        |
| 13  | いわき    | 31 | 清水     | 47-2 | 御坊        | 65-2 | 白島     |      |        |
| 14  | 鹿島臨海   | 32 | 渥美     | 48   | 水島臨海      | 66   | 福岡     |      |        |

※84区域

石油コンビナート等特別防災区域：32道府県83地区（平成30年4月1日現在）

大量の石油又は高圧ガスを取り扱う第1種事業所・・・344事業所  
（うちレイアウト規制対象事業所・・・160事業所）

一定量以上の石油又は高圧ガス等を取り扱う第2種事業所・・・328事業所

# 特定事業者に係る災害予防と応急措置

特定事業者には、特定防災施設等の設置や自衛防災組織の設置など、防災上必要な義務が課される。



給水栓（消火用屋外給水施設）



非常通報設備

## ○ 特定防災施設等の設置（法 1 5 条）

※災害拡大防止のために設置

- 流出油等防止堤
- 消火用屋外給水施設
- 非常通報設備

## ○ 自衛防災組織の設置（法 1 6 条）

- 防災管理者（自衛防災組織の統括）の選任
- 防災規程（防災業務に関する事項）の策定
- 防災要員の配置
  - ⇒ 配備する防災資機材に必要な人数を配置
- 防災資機材の配備
  - ⇒ 取り扱う石油類の種類・量に応じた化学消防車等の配備

## ○ 異常現象の通報（法 2 3 条）

出火、爆発、石油等の漏洩等異常な現象の発生について消防署等に通報

## ○ 災害応急措置（法 2 4 条）

異常な現象が発生したときは、直ちに、自衛防災組織等が災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を実施



甲種普通化学消防車



普通高所放水車



# 【参考】関西国際空港地区の現況（平成30年4月1日現在）

## 地区の概要

泉佐野市、田尻町及び泉南市の沖約5kmの海上埋立地に位置し、その面積は約1,035万㎡である。

当地区内は、空港に関連する事業所で占められており、貯蔵・取り扱う石油類は、主として航空機用であり、石油化学、石油精製等の事業所は存在しない。

## 特定事業所

新関西国際空港株式会社  
(第1種事業所)

## 防災資機材等の状況

- 防災要員総数 81人  
(直当たりの人数 10人)
- 泡原液搬送車 1台
- 大型化学高所放水車 1台
- 可搬式放水銃 1基
- 可搬式泡放水砲(三千型) 1基
- 耐熱服 2着
- 空気又は酸素呼吸器 4個
- オイルフェンス 2,510m
- オイルフェンス展張船 1隻
- 泡消火薬剤(3%) 水成膜 11.2kℓ

## 地区の石油の貯蔵・取扱量

198,458kℓ  
最大タンク容量(11,700kℓ)

# 【参考】大阪府石油コンビナート等防災計画の概要 (関西国際空港地区に関する部分)

## 1 災害想定

(平常時)

- 危険物の漏えい・爆発等・・・区域外への影響なし
- 災害時に大量の負傷者、要救助者の発生のおそれ

(地震等)

- 想定地震によるタンク、配管、タンカーからの少量油流出火災のおそれあり
- 想定津波によるタンクの滑動はなし

## 2 予防対策

- 資機材等の点検・整備
- 緊急時対策の確立（指揮系統・行動基準の整備・習熟）
- 防災関係機関の指導・監督
- 航空機事故による災害の予防（連絡体制）
- 防災教育、防災訓練の実施

## 3 災害応急活動

- 災害情報（気象情報を含む）の収集・伝達
- 災害応急活動
- 災害広報
- 避難誘導
- 自衛隊の災害派遣            等



訓練の様子①



訓練の様子②